形のない「サービス」が国内取引か国外取引かの判定方法

ステップ１；「サービス提供場所が明らかにわかる」ものか「わからない」ものかで分ける。

そして、そのサービス提供がなされた場所で判定**する。**

例１　直接会って技術指導。
場所は全て日本（又は“全て外国”）

サービス提供場所は明らかにわかる！
（ステップ１の判定；ＯＫ）

その場所が全て日本なら「国内取引」で
場所が全て外国なら「国外取引」
判定完了！

例２　情報収集、分析作業は外国。
書類の仕上げと報告は日本。

サービス提供場所は明らかにわかる！
（ステップ１の判定；ＯＫ）

ただし国内・国外にまたがって行われた「１つのサービス」として報酬が一括で払われており判断がつかない上、サービス提供場所はここ！と決めた契約もない。
（ステップ２へ進む）

例３　オンラインコンテンツとして世界へ配信。

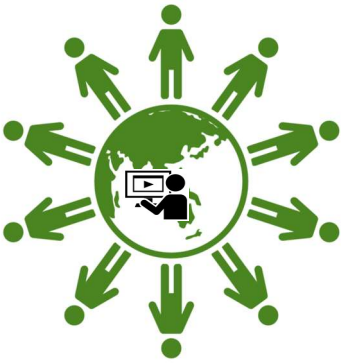

そもそも場所を選ばず行えるサービス。
サービス提供の場所の特定不可能。
（ステップ１の基準では判定できない）
（ステップ２へ進む）

※いわゆる「電気通信利用役務の提供」に該当するものを想定しています。
上記の例２の業務に付随して行われる単なるオンラインでの報告などは含みません。

ステップ２；「それ自体」がオンライン上でないと提供されないサービスかどうかで分ける。
一定のオンラインサービス(※)該当ならサービスを受ける側の場所で判定。
一定のオンラインサービスに該当しないなら提供側の場所で判定。

(※)何が「一定のオンラインサービス」なのかは、通達で具体的に列挙されています。
「電気通信利用役務の提供」で検索してみましょう！

例２　情報収集、分析作業は外国。
書類の仕上げと報告は日本。

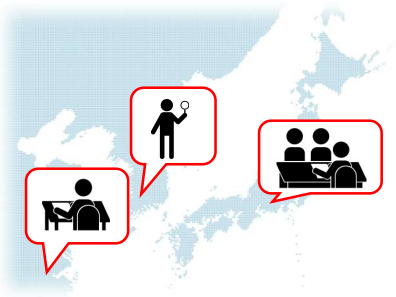

実地調査、分析などは従来から一般的に行われてきた対面・実地型のサービス。
一定のオンラインサービスには該当しない。

よって、サービス提供を行う事業者のオフィス・事業所が日本なら国内取引で海外にあるなら国外取引。
判定完了！

例３－１　オンラインコンテンツとして配信。
配信先がどの場所かは容易に特定できる。

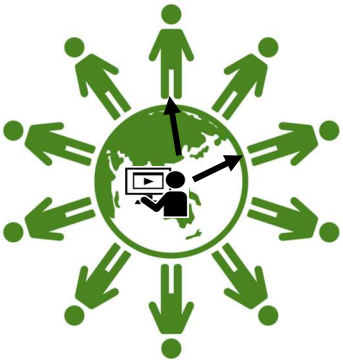

一定のオンラインサービスに該当。

よって、サービスを提供してもらう側の住所が日本なら国内取引で、住所が海外にあるなら国外取引。
判定完了！

例３－２　オンラインコンテンツとして配信。
配信先はそう簡単には分からない！

一定のオンラインサービスに該当。

サービスを提供してもらう側の住所は提供側の事業者が、客観的かつ合理的な基準で「そこが住所」と判定した場所(※)が**日本なら国内取引、海外なら国外取引。**
判定完了！

(※)例；申込フォームに入力された住所
料金決済のクレジットカード発行国情報など

参考情報；消費税法第４条第３項（課税の対象）、消費税法施行令第６条（資産の譲渡等が国内において行われたかどうかの判定）、消費税基本通達５－８－３（電気通信利用役務の提供）、消費税基本通達５－７－１５（役務の提供に係る内外判定）、消費税基本通達５－７－１５の２（電気通信利用役務の提供に係る内外判定）、国税庁消費税室提供「国境を越えた役務の提供に係る消費税の課税に関するＱ＆Ａ」問９記載の（役務の提供を受ける者の住所等の判定方法等）ほか